

# ソディック サステナブル調達ガイドライン 第2版

株式会社ソディック

制定 2022年9月1日

改定 2023年3月1日

ソディックグループは、「創造」「実行」「苦労・克服」の精神をもとに、お客さまへ最高の価値を提供し、「未来を創る」企業として社会の持続的な発展に貢献することを基本理念としています。近年、社会からのサステナビリティの取り組みに対する期待の高まりに伴い、ソディックのみならず、お取引先の皆様にも社会的責任に資する活動に取り組んでいただくことが必要となっています。サプライチェーンにおけるサステナビリティの推進のため、本ガイドラインを発行することといたしましたので、お取引先の皆様におかれましても、貴社及び貴社のサプライチェーンの中で、本ガイドラインに基づく取り組みを推進していただきますようお願い申し上げます。

## 1. 人権・労働

### ● 差別・人権侵害の禁止

あらゆる雇用の場面（※1）において、性別、年齢、国籍、人種、民族、出身地、信条、宗教、障がい、性的指向、性自認、遺伝情報、配偶者や子の有無等に基づく差別を行わず、人権侵害を行わない。

※1 応募・採用・業務付与・教育・賃金・福利厚生・昇進・懲罰・解雇・退職等

### ● ハラスメント等の禁止

職場におけるハラスメント（※2）や同調圧力により個人の尊厳を傷つける行為を認めない。ハラスメント等の苦情に対して報告や調査を行い、従業員（※3）が報復・脅迫・嫌がらせを恐れずにハラスメント等を報告できるようにする。

※2 セクシャルハラスメント（性的嫌がらせ）、パワーハラスメント（威圧的な行為や暴言による嫌がらせ）等

※3 契約形態を問わず、自社の下で働く者をいう。以下同じ。

- **強制労働の禁止**

暴力・脅迫・債務等による強制労働、拘留労働、奴隷労働または人身売買を行わない。  
全ての労働は自発的であることを保証し、業務上の必要のない限り、パスポート、身分証明書や労働許可証の引き渡しを従業員に要求してはならない。  
会社が提供する施設への出入りや施設における移動に不合理な制約を与えない。

- **児童労働の禁止**

各国・地域の法令等における就労最低年齢に達しない児童の労働は認めない。  
就労最低年齢は15歳、各国・地域の法令等による雇用最低年齢、または義務教育終了年齢のうち、いずれか最も高いものとする。

- **賃金の適正な支払い**

最低賃金、超過勤務、賃金控除、給付等に関する各国・地域の法令等を遵守して従業員に給与を支払う。  
給与明細書を従業員に提供する。

- **労働時間の管理**

従業員の労働時間（超過勤務を含む）の決定や休日・年次有給休暇の付与について、各国・地域の法令等を遵守する。

- **結社の自由**

各国・地域の法令等に基づいて、従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を尊重する。  
従業員または従業員の代表者と誠実に協議・対話する。

- **労働安全衛生の確保**

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、各国・地域の法令を遵守して事故や災害の未然防止に努める。

- **紛争鉱物等への対応**

人権侵害を引き起こす原因となる原材料（紛争鉱物等）の使用による地域社会への影響を考慮した調達活動を行い、懸念がある場合には使用の回避に努める。

## 2. コンプライアンス

- **法令等の遵守**

各国・地域の法令等を遵守する。

コンプライアンス徹底のため、方針や体制、行動指針・通報制度・教育などの仕組みの整備に取り組む。

- **腐敗の防止**

政治献金・寄付等は各国・地域の法令等に基づいて行い、政治・行政との関係性における透明性を確保する。

不当な利益の取得・維持を目的として、顧客・取引先等のビジネスパートナーに対して接待・贈答・金銭の授受・供与を行わない。

- **機密情報の管理**

顧客・第三者の機密情報は正当な権限者から正当な方法で入手するとともに、利用範囲等の条件を確認のうえ、その範囲内においてのみ使用し、機密を保護する。

顧客・取引先・従業員等の個人情報等は全て正当な方法で入手するとともに、入手した情報は厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。

- **競争法の遵守**

優越的地位の濫用、私的独占、不公正な取引方法等、各国・地域の競争法に違反する行為を行わない。

- **知的財産の保護**

第三者の知的財産（※4）の不正入手や不正使用、不正コピー等による権利侵害を行わない。

※4 特許・実用新案・意匠・商標等

- **輸出取引管理**

各国・地域の法令等で規制される製品・技術等の輸出等に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

- **通告者の保護**

従業員等の関係者が苦情申し立てをしたことによって、解雇・脅迫・嫌がらせなど、不利益な行動の対象にならないように保護する。

- **情報の開示**

経営・財務・事業活動の内容などの情報をステークホルダーに対して適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

### 3. 環境

- **温室効果ガスの排出削減**

地球温暖化防止に貢献するため、エネルギーの有効活用や再生可能エネルギーの利用などを通じ、温室効果ガス排出量の削減に取り組む。

- **循環型社会への寄与**

循環型社会の考え方にに基づき、各国・地域の法令等に基づいて廃棄物を適正に処理するとともに、廃棄物の最終処分量の削減に取り組み、資源を有効活用する。

- **化学物質の管理**

各国・地域の法令で禁止された化学物質を製品に含有させない。

製造工程においても禁止された化学物質を使用せず、各国・地域の法令に基づき排出量の把握及び行政への報告を行う。

- **大気・水・土壌等の汚染防止**

大気・水・土壌等の環境汚染の防止に関する各国・地域の法令を遵守し、環境保全に努める。

## 4. 品質・安全性

- **品質の確保**

製品・サービスにおいて求められる性能が安定して発揮されるよう適正な品質の確保に努める。

- **安全の確保**

各国・地域の安全性に関わる法令を満たした製品・サービスを生産・提供する。

### <ガイドラインの運用>

- **合意確認書のご提出依頼**

ソディックはサプライチェーン全体で本ガイドラインの遵守に取り組みます。お取引先の皆様には、本ガイドラインの内容をご確認いただき、添付の「サプライヤー合意確認書」のご提出をお願いいたします。

- **サプライチェーンへの浸透**

お取引先の皆様はご自身のサプライチェーンにも本ガイドラインに含まれる方針の浸透にお取り組みいただきますようお願いいたします。

- **状況の確認**

お取引様における本ガイドラインに含まれる方針の浸透状況の確認のため、ソディックから必要に応じてお取引先の皆様の工場等への現地訪問を依頼させていただく場合がございます。

- **問題が発生した場合**

お取引先の皆様は、自社で本ガイドラインに含まれる方針から見て問題と思われる事態が発生した場合には、ソディックにご報告のうえ、改善に取り組んでいただくようお願いいたします。万が一、ソディックがお取引先の皆様にて事態の改善に適切に取り組んでいただけないとソディックが判断した場合は、今後お取引先の皆様とソディックとの取引が困難になる可能性があることにご留意ください。

## サプライヤー合意確認書

本ガイドライン（ソディック サステナブル調達ガイドライン 第2版）を受け取られた全てのお取引先の皆様に対し、代表者による「合意確認書」へのご署名とご提出をお願いしております。

本確認書のご提出をもちまして、今後は貴社からソディックグループが購入させていただく全ての製品及びサービスに関し、本ガイドラインの内容を確認の上で納入いただくものとさせていただきます。

※ 署名いただく方は、代表権のある方（代表取締役社長）もしくは代表者から権限委譲された方（担当役員等）をお願いいたします。

貴社名：

署名者の役職：

署名者の氏名：

署名日：

署名（直筆 もしくは 記名+代表者印）：

この書面は別紙に記載する調達担当者まで、Email または郵送でご提出をお願いいたします。